



COMPLIANCE GUIDE BOOK



RULES



PROCEDURE



REGULATIONS



TRANSPARENCY



REQUIREMENTS



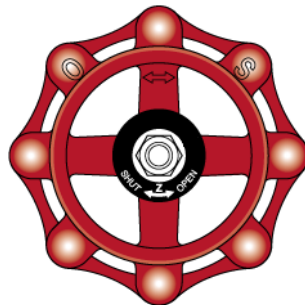
POLICIES



STANDARDS



LAW



キッツグループの皆さんへ コンプライアンス・トップメッセージ

キッツグループの強みである True と その体現であるコンプライアンス

キッツグループは、企業理念である「キッツ宣言」の実現に向けた「行動指針」の最上位に「Do it True（誠実・真実）」を掲げています。この True がキッツグループの「強み」でもあり、これを体現すべく「コンプライアンス経営の推進」を経営の最重要課題として掲げています。



株式会社キッツ 代表取締役社長 河野 誠
(C & C管理委員会 委員長)

世界市場という大海原での厳しい競争に勝ち残るために

企業活動は、例えるならば、大海原での航海のようなものであると考えます。キッツグループという船は、世界市場という大海原の中、次の時代への飛躍に向けた変革期にあるところ、この航海を支える世界共通の価値観が True であり、その実践がコンプライアンス経営です。フェアなビジネスを展開できない企業は、市場からの信頼を失墜させ、最終的には競争に勝ち残ることができず沈没の道を辿ります。また、特に、近時のコンプライアンス経営においては、法令遵守のみならず、その背後にある社会的期待に応えていくことも求められます。コンプライアンス経営は、「企業の体質強化」のための最重要基盤であり、実践できない企業は淘汰・排除されることが世界の共通認識となっています。

「誠実・高潔・公平公正・透明」などを羅針盤として“自分ごと”として考え、自らを律しながら能動的に行動する

一般的に従来のコンプライアンスには、法令や決められたルールなどを、その背景や意味合いを理解しているか否かに関わりなく「遵守させられる」(Comply)という、やや受動的な側面もありました。しかしながら、複雑化・多様化し、日々刻々と不確定に変化する中、タイムリーな判断を求められるグローバルビジネスの大海原は、受動的な姿勢だけでは乗り越えてはいけません。

皆さんには、従来以上に「道徳的・人格的な誠実・高潔さ」(Integrity)を持って「公平公正・透明」などの価値観を羅針盤として「倫理的に正しい行動か」「社会の我々に対する期待は何か」を、まず自分自身で考えていただきたいと思います。そのうえで判断に迷うときには、上司や関係部門に相談し、勇気をもって声を上げ、別の適切な方法を考え抜き、場合によっては取り止めるなど、自らを律しながら能動的に行動していただきたいと思います。会社や誰かからの強制ではなく“自分ごと”として、こうした価値観を芽生えさせ、キッツグループのコンプライアンスを育んでいただきたいと思います。

100年企業、その先の未来を目指し、グループ一丸となって地球社会の期待に応える

キッツグループは、2021年に創業70周年を迎えましたが、30年後の100周年、更にその先の「未来に持続」(Sustainability)し、我々の未来の仲間にもバトンを繋いでいくためにも、コンプライアンス経営は必要不可欠であると考えます。私たち一人ひとりが「正しい物差しで正しい道を選択し前に進むこと」で、キッツグループが誠実な会社だと評価され続けられれば、お客様をはじめとする全てのステークホルダーからの満足度も、それに合わせて間違いなく向上します。グループ一丸となってコンプライアンス経営を推進し、全てのステークホルダーの期待に応え、地球社会と共にこの大海原を乗り越えて行きましょう。



キッツ宣言

KITZ' Statement of Corporate Mission

わたしたちは、
流体制御技術と材料開発で社会インフラを支え、
ゆたかな地球環境と持続可能な未来を創造していきます

*We strive to build a robust global environment and
sustainable future by supporting societal infrastructure
through our advancements
in fluid control technologies and materials.*

長期経営ビジョン

Long-term Management Vision

Beyond New Heights 2030

「流れ」を変える

Change the 'Flow'

行動指針

Action Guide

Do it **KITZ** Way

- Do it True (誠実・真実)
- Do it Now (スピード・タイムリー)
- Do it New (創造力・チャレンジ)

KITZ

キッツグループのサステナビリティ

サステナビリティ基本方針とスローガン

キッツグループは企業理念である「キッツ宣言」を実現するため、サステナビリティ経営を進めてまいりました。2022 年公表予定の 2030 年に向けた KITZ グループ長期経営ビジョンにおいては、サステナビリティ経営を、経営戦略の中核に据えて社員が一丸となって進めてまいります。そのための指針となるサステナビリティ基本方針を、2021 年 12 月に策定し、取締役会で決議しました。

また、サステナビリティスローガンは、基本方針を実現するためのキッツグループ全社員の道しるべになります。

サステナビリティ基本方針

キッツグループは、企業理念である「キッツ宣言」の実現に向けて、

1. 事業を通じた社会課題の解決に取り組み、企業価値と社会価値の向上を図る
2. 効率的で、公正かつ透明性の高い企業経営を実現し、社会から信頼される企業となる
3. あらゆるステークホルダーとの対話により、強固な信頼関係を構築する

サステナビリティスローガン

つくる未来 のこす未来

Create the Future /
Preserve the Future

つくる未来

キッツグループは、「誠実」に行動し、そして「変革」を恐れず
チャレンジし、地球と人にやさしい循環型社会の実現を目指して、
新しい未来を創造します。

のこす未来

キッツグループは、限りある地球資源と人の暮らしを守り続け、
私たちが次の世代にのこすことのできる社会の実現に努めます。

導 入

1. ガイドブックの目的

このガイドブックは、全世界のキッツグループの会社で働くすべての方（役員・社員（雇用形態にかかわらず）また、派遣社員の皆さんも含み、以下「社員」と記載します）が、コンプライアンスの観点から実践すべき基本的なルールをまとめたものです。

2. 適用範囲

このガイドブックに記載の「キッツグループ・コンプライアンス行動規範」その他記載の事項は、全世界のキッツグループの会社で働くすべての社員に適用します。

3. ガイドブックの活用方法

- （1）このガイドブックは、法務部門によるコンプライアンス研修でのテキストとするほか、各社各部門で読み合せを行うこと、また各自において特にご自身の業務と関係しそうな箇所を中心に読み進めることなどで活用できます。
- （2）各部門での読み合せ、また各自での読み進めにあたってのポイントは、以下の通りです。
 - ① 「トップメッセージ」は、グループトップの考えるキッツグループにおけるコンプライアンス経営の意味合いやその重要性が分かるものですので、必ずご一読ください。
 - ② 「キッツ宣言」、「行動指針」および「サステナビリティコミットメント」は、キッツグループおよびそのメンバーである私たち一人ひとりが共有すべき価値観、目指すべき方向性やそのための行動指針、またその中でのコンプライアンス経営の位置づけなどが分かるものですので、こちらもご一読ください。
 - ③ 「コンプライアンス・ケーススタディ」は、一見、難しいと思われるコンプライアンスについて、皆さんの身近な事例で紹介しています。
 - ④ 「キッツグループ コンプライアンス行動規範」は、本書 10 ページに掲載の表を参照のうえ、特にご自身の業務に関連深い規範について、赤字の部分を中心に、重点的に確認してください。なお、管理職の方は、全ての規範かつ赤字部分以外も確認のうえ、キッツグループのコンプライアンス経営への取り組みについて十分理解するようお願いします。
 - ⑤ 末尾の「コンプライアンス・ヘルプライン」は、このような窓口があることをご理解いただくとともに、相談や通報の必要性があるときにご参照ください。

4. 注意事項

- ① このガイドブックの内容は、2022年現在の法令に基づき記載されています。したがって、それ以後の法令の制定や改廃によって一部内容が変更になる可能性があります。なお、記載内容の一部については、各国の法令や慣習により異なる結論となる可能性があることにご留意ください。

- ② このガイドブックは、原則として電子データで公開するところ、データをダウンロードしている場合は、退職時に破棄してください。また、例外的に書面で受領している場合は、退職時に株式会社キッツまたはキッツグループ各社の総務人事部門までご返却ください。
- ③ 本書の著作権は、株式会社キッツに帰属します（©2022 年 株式会社キッツ）。

目 次

私たちのコンプライアンス

キッツグループにおけるコンプライアンスの定義	1
ステークホルダーの期待に応える	1
判断に迷うときの自問自答	2
キッツグループにおける行動の羅針盤	2

“自分ごと”として、コンプライアンスを考える

身近なコンプライアンス・ケーススタディ	3
---------------------	---

地球社会の一員である私たちの誓い

キッツグループ コンプライアンス行動規範	9
----------------------	---

キッツグループにおけるコンプライアンス推進体制

C & C 管理委員会	2 2
-------------	-----

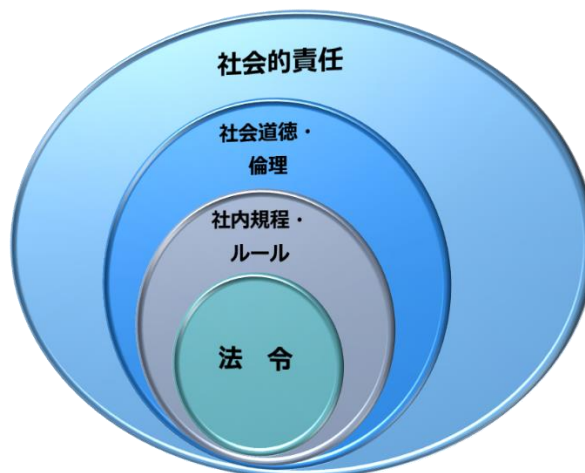
困ったときの相談先

コンプライアンス・ヘルプライン	2 3
-----------------	-----

私たちのコンプライアンス キッツグループにおけるコンプライアンスの定義

「法令だけでなく、社内規程・ルール、更には社会の道德や倫理などを守るとともに、社会の期待に応え、信頼を得られるような公平公正な企業活動を行うこと」

法令を守っていたとしても、社内のルールに違反したり、社会の道德を守らないようなフェアでない企業は、社会から非難され、最終的には市場から淘汰されます。



私たちのコンプライアンス ステークホルダーの期待に応える



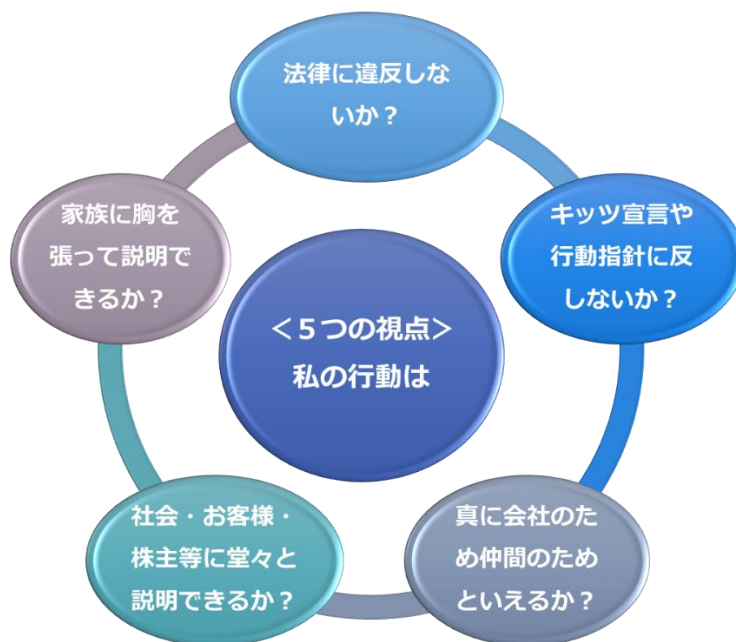
ステークホルダーとは、企業が活動を行うことで影響を受ける利害関係者を指します。例えば、顧客・ユーザー・社員・株主・取引先などが挙げられます。その他、地域社会・行政機関・金融機関・マスコミ・一般市民なども該当します。

私たち一人ひとりが「正しい物差しで正しい道を選択し前に進むこと」で、キッツグループが誠実な会社だと評価され続ければ、顧客をはじめとする全てのステークホルダーからの満足度も、それに合わせて向上します。

私たちのコンプライアンス 判断に迷うときの自問自答

「このプロジェクトが取れば、売上や利益につながる…でも、この方法は、本当にフェアであろうか？」

皆さんが、コンプライアンス上の判断に迷ったときには、まず一度立ち止まり、この5つの視点に立って、自問自答してみてください。



私たちのコンプライアンス キッツグループにおける行動の羅針盤



一度立ち止まって自問自答した結果、「これは、何かおかしいのでは？」と感じたと仮定します。

その場合には、このキッツグループにおける行動の羅針盤に沿って、自らの頭で考えてみてください。

そのうえで「やはり、この行動や決定のこの点が問題では？」と思ったときには「上司・関係部門に相談する」「勇気をもって声を上げる」「別の適切な方法を考え抜く」「考え抜いた結果によっては取り止める」などの行動を起こしてください。

“自分ごと”として、コンプライアンスを考える 身近なコンプライアンス・ケーススタディ

コンプライアンスや法令というと「何だか難しいし、自分には関係ない」と思う方もいるかもしれませんが、そうした方々の身近なところにも違反リスクがあります。

以下では、各国各社で共通しそうな事項に関し、架空の会社での出来事を想定した事例を紹介します。

皆さんご自身が当事者になったつもりで「どのような点が問題となるのか？」、「どのような視点が重要なのか？」また「仮に、自分自身のことであったとしたら、本来、どうするべきか？」を“自分ごと”として考えながら読み進め、コンプライアンスのイメージをつかんでください。

<コンプライアンスを考える10のケース>

- 【ケース1】 保護具の装着を怠った
- 【ケース2】 社内基準に合致しないものの、公的基準に合致することから問題ないと判断した
- 【ケース3】 競合他社との間で値上げについて雑談をした
- 【ケース4】 C国製の製品をD国製と表示して販売した
- 【ケース5】 工作機械を十分な検討なく別の国の子会社の工場に移転した
- 【ケース6】 顧客の購買責任者に対しクリスマスカードと共に贈答を行った
- 【ケース7】 展示会でユーザーから取得した個人情報を他国のグループ会社と共有した
- 【ケース8】 競合他社のホームページやカタログから製品の写真や図面を引用した
- 【ケース9】 仕事で知り得たことを個人のSNSに書き込んだ
- 【ケース10】 グループ内の1社が不祥事を起こした

【ケース1】保護具の装着を怠った

会社から指定された保護具について「今日は、特に暑いから…」という理由で、決められたルール通りに着用せずに、現場での作業を行った。

こんなこととコンプライアンスに何の関係あるのでしょうか？

要点：**職場の安全衛生の確保なども最も身近で重要なコンプライアンス！**

解説：職場において、一人ひとりが安全衛生のルールを遵守し、日々の業務において、常に未然に危険を予知する意識を持ち、事故や労働災害の発生を防止することも、私たちにとって、最も身近で重要なコンプライアンスといえます。

毎日、事故なく安全に働くことは、会社や仲間そして何よりも大切な家族の期待に応える行為といえます。

参照：コンプライアンス行動規範 私たちの誓い4（本書 13 ページ）

【ケース2】社内基準に合致しないものの、公的基準に合致することから問題ないと判断した

鋼材メーカーの製造ラインで働く Aさんは、製造していた鋼材が社内基準に合致しないことに気付いた。しかし、顧客や営業部門からの納期厳守のプレッシャーもあることから

「当社の社内基準は、公的基準と比較すると相当厳格だ…」

「社内基準には合致しないものの、公的基準には合致するから大丈夫だろう…」

「顧客も社内の誰も気付かないだろうし、ここで止めると、顧客のためにも会社のためにもならないから…」と黙認し、次工程に送った。

社内基準には合致しませんが、公的基準には合致しています。
何が問題となるのでしょうか？

要点：**法令のみならず、社内のルールを守り、社会の期待や信頼に応えることがコンプライアンス！**

解説：キッツグループにおける「コンプライアンス」は「法令だけでなく、社内規程・ルール、更には社会の道德や倫理などを守るとともに、社会の期待に応え、信頼を得られるような公平公正な企業活動を行うこと」を意味します。

公的基準の範囲内であるという事情があるとしても、自社で決めた社内基準を軽視し、安易にこのような判断をすることは、顧客やユーザー、更には自社の仲間の期待や信頼を裏切る行為です。

このようなケースの場合には、一人で判断することなく、まずは「止める・呼ぶ・待つ」（作業・工程を止める、上司や品質管理部門などの関係者を呼んだうえで待つ）ことが重要です。そのうえで、関係部門と協議のうえ、社内規程・ルールに従い、適切に判断する必要があります。

参照：コンプライアンス行動規範 私たちの誓い8（本書 15 ページ）

私たちの誓い10（本書 16 ページ）

私たちの誓い13（本書 18 ページ）

【ケース3】競合他社との間で値上げについて雑談をした

工機メーカーの営業課長である B さんは、ある展示会で、偶然、競合他社の営業課長と顔を合わせた際、市況も厳しい中、今後の値上げの方向性について雑談をした。当然、同調値上げの約束をするなど「カルテル」に該当するような行為を行うつもりはないところ、雑談をする中で、競合他社の考え方が少しでも推測できればと思った。

別に、同調値上げとかを約束するつもりはない訳ですし、他社動向を探ることも営業課長の重要な仕事の1つと考えているようですが、この程度でも問題となるのでしょうか？

要点：競合他社との間では、価格や供給量などの話を絶対にしてはならない！

解説：競合他社との間で、価格や供給数量などについて話し合い、同調や調整をする行為は、各国の競争法（独占禁止法）で禁止されている、いわゆる「カルテル」に該当する違法行為です。雑談とはいえ、そのような疑いや誤解を生じる行為は慎まなければなりません。

参照：コンプライアンス行動規範 私たちの誓い8（本書 15 ページ）

【ケース4】C 国製の製品を D 国製と表示して販売した

C 国で製造した製品を D 国に輸入して販売するところ、D 国の流通各社からは「C 国製ではなく D 国製（made in D 国）と表示して欲しい」、「その方が D 国のユーザーから採用されやすい」という要望が強かったため、D 国内で簡単な組み立て（外装カバーの取り付け）をし、出荷検査を行い、検査書面を添付することで、D 国製と表示して販売した。

一応、簡単な組み立てや検査もしていますし、何より顧客の要望もあるところ、何が問題となるのでしょうか？

要点：原産地は、実態に合わせて正しく判定・表示する必要あり！

解説：製品や部品の原産地判定やその表示については、各国各地域の関税や原産地表示に関連する法令・規制を遵守しなければなりません。

流通各社からの要望があるにせよ、実質、C 国製の製品を D 国製とすることは、ユーザーを欺く行為であり、許されるものではありません。

なお、上記のケースとは異なり、例えば、主要部品は C 国で製造したものの、その部品を使った主要な加工や組立は D 国で行うなど、実態からして原産地の判定に迷うようなケースについては、各国各地域の法令・規制を調査のうえ、慎重に判断する必要があります。

参照：コンプライアンス行動規範 私たちの誓い8（本書 15 ページ）

【ケース5】 工作機械を十分な検討なく別の国の子会社の工場に移転した

E 国の工場で利用していた工作機械（特殊な自動加工機）を、生産統合の一環から、F 国の子会社に転売し F 国の工場に移転した。

グループ会社内での移動であり何が問題となるのでしょうか？

要点：こうした工作機械の国を跨いだ移転も、安全保障貿易管理の規制を受けることがある！

解説：この工作機械が兵器類の製造に流用できるような特殊なものである場合、各国の安全保障貿易管理の規制により、その移転について規制されたり、承認や届出を要するようなケースがあります。安全保障貿易管理の適用を受けるのは、製品や技術情報だけでないことに留意が必要です。

参照：コンプライアンス行動規範 私たちの誓い 12（本書 17 ページ）

【ケース6】 顧客の購買責任者に対しクリスマスカードと共に贈答を行った

装置メーカーの営業部長である G さんは、顧客であるガス公社（国と民間企業の共同出資の企業）の購買責任者に対し、毎年、クリスマスカードの送付と合わせ、物品の贈答を欠かさず行っている。なお、前任者の営業部長からは、競合他社も同様のことを行っているようであり、当社でも、長年、慣習的に続けてきたとの引継ぎを受けていたことから、継続している。

競合他社もやっているようなので、営業部長の G さんとしては続けたいようですが、何が問題となるのでしょうか？

要点：公務員への贈答や接待については、贈収賄の規制への注意が必要！

解説：贈答（金品の贈呈）や接待を行う場合、それが一般儀礼の範囲内の少額なものであっても、事前にその妥当性を慎重に判断し、必要な社内手続や報告を行う必要があります。特に、このケースにおいては、相手方が公社の購買責任者であり公務員の身分に該当する可能性があることから、贈収賄の規制に抵触する可能性があります。また、相手方が公務員ではなく、民間の顧客の場合であっても、一部の国の関係法令においては、贈収賄の規制対象となり得ることに注意が必要です。

参照：コンプライアンス行動規範 私たちの誓い 6（本書 14 ページ）

【ケース7】展示会でユーザーから取得した個人情報を他国のグループ会社と共有した

欧州で開催された展示会において、多くのユーザーから入手したビジネスカードに記載された個人情報やメールアドレスを、広く全世界のグループ会社と共有し、ダイレクトメールの送付などマーケティングや営業に活用した。

せっかく入手したユーザー情報ですが、何が問題となるのでしょうか？

要点：目的外の利用や国を跨いで個人情報の移転や利用については厳格な規制や罰則がある！

解説：ダイレクトメールの送付などマーケティングや営業活動に個人情報を利用することについて、ユーザーに説明していないのであれば、個人情報を利用することはできません。また、欧州での「GDPR（EU一般データ保護規則／General Data Protection Regulation）」の発効を皮切りに、世界中の各国において、個人情報の国外／域外への移転や利用に関するルールが制定されるようになっていきます。なお、これらの規制に違反した場合、甚大な金額の罰金を科される可能性もありますので、グループ全社を挙げて、こうした個人情報保護法令への遵守に向けたルールと仕組み作りが必要です。

参照：コンプライアンス行動規範 私たちの誓い 18（本書 20 ページ）

【ケース8】競合他社のホームページやカタログから製品の写真や図面を引用した

工作機械メーカーのマーケティング部門で働く H さんは、顧客に対するプレゼンテーション資料を作成するために、競合他社のホームページやカタログから製品の写真や図面を無断で引用し掲載した

どこの会社でもやっていそうなのでお互い様のような気もしますが、何が問題となるのでしょうか？

要点：他人の著作物は無断で引用できない！

解説：他人の著作物である写真や図面を無断で引用することは、他人の著作権を侵害する行為です。特に、競合他社ということから、このような行為が発覚したときには、相手方から厳しい責任追及を受け、紛争になる可能性すらあります。

参照：コンプライアンス行動規範 私たちの誓い 17（本書 19 ページ）

【ケース9】仕事で知り得たことを個人のSNSに書き込んだ

素材メーカーの試作部門で働く従業員である I さんは、現在、某国の航空宇宙局向けに納入する宇宙向けの耐熱素材の製造を担当しているところ、「本日、〇〇国の航空宇宙局の施設を訪問し、普通は滅多に入れないロケットの実験棟に立入り、同局の研究者の臨席のもと、試作品の検査を受けてきた。当社にとっても、自分自身にとっても、本当に誇らしい仕事だ！」と感じ、この感動をプライベートの仲間に共有したいと考え、今日の出来事を個人の SNS に興奮気味に書き込んだ。

誇らしいという気持ちからの行動であり、悪気はないようですが、何が問題となるのでしょうか？

要点：**仕事で見聞きしたことをSNSにUPしてはいけない！**

解説：顧客情報については、取引先との契約に従い秘密保持義務を負うことがあります。また、そうした契約がなくとも、I さんは、働く中で知り得た情報について、就業規則などに基つき秘密保持義務を負います。

参照：コンプライアンス行動規範 私たちの誓い 18（本書 20 ページ）

【ケース10】グループ内の1社が不祥事を起こした

自動車部品メーカーの企業グループである「Voyage グループ」は、共通の「Voyage ブランド」のもと、高品質の部品供給により、市場の信頼を得てきた。そんな矢先、グループ内の1社である J 社が試験データを改ざんしていたことが発覚した。その影響を受け、同じグループの K 社や L 社も、取引先である複数の自動車メーカーから発注を停止される事態に陥った。

同じグループの K 社や L 社で働くメンバーは「不祥事を起こしたのは J 社だ！私たちは誠実に行動してきたのに、なぜ？」と頭を抱えました。では、なぜ多くの取引先が不祥事を起こしていない K 社や L 社への発注まで停止したのでしょうか？

要点：**グループ企業は同じ船に乗る運命共同体！浮かぶも沈むも一緒！**

解説：グループ内の1社が行った不祥事であっても、社会や市場はグループ全体を非難し、その結果、グループ全体の信用力を低下させるおそれがあります。特に、共通のブランドを使用している場合、その傾向が強くなります。キッツグループは「同じ船に乗る運命共同体」であることを理解し、1社、1部門または1人の乗組員の危険な行為（コンプライアンス違反行為）により、この船を沈没させないように注意をしなければなりません。

参照：コンプライアンス行動規範 私たちの誓い 2（本書 11～12 ページ）

地球社会の一員である私たちの誓い キッツグループ コンプライアンス行動規範

「キッツ宣言」は、キッツグループの経営の原点を示す企業理念であり、「行動指針」は社員の行動のあり方を示したものです。

そして「キッツグループ コンプライアンス行動規範」は、「誠実・高潔・公平公正・透明」などの価値観から、キッツグループの全ての社員に適用される行動規範（私たちの共通の誓い）を定めたものです。

私たちは、地球社会の一員であるということを自覚し、この規範に沿った考え方で行動し、お客様をはじめとする全てのステークホルダーの期待に応えていきます。

<私たちの20の誓い>

1. 地球社会の一員としての自覚と自律的な思考・行動
2. キッツグループの一員としての自覚
3. 人権尊重、ハラスメント防止、児童労働・強制労働への加担禁止
4. 健全・安全な職場づくり
5. 地球環境の保護
6. 贈収賄行為・腐敗行為の禁止
7. 政治・行政との適正な関係
8. お客様への誠実な対応・適切な営業活動
9. 適切な研究・開発
10. 実直なものづくり
11. 取引先への公平公正な対応
12. 適正な輸出入・安全保障貿易管理
13. 製品の安全に対する配慮
14. 反社会的勢力との関係根絶
15. 利益相反の禁止、職務専念義務、会社財産の保護
16. インサイダー取引の禁止
17. 知的財産権の保護
18. 秘密情報・個人情報の保護、SNSの適正利用
19. システム・情報機器の適正利用
20. 適正な会計・税務処理、書類の作成保管、情報開示

<担当業務別・コンプライアンス行動規範の重点確認箇所の一覧>

(記号の意味：◎⇒特に重要、○⇒重要)

私たちの誓い	生産系	技術系	品質系	営業系	管理系	IT系
1. 地球社会の一員としての自覚と自律的な思考・行動	◎	◎	◎	◎	◎	◎
2. キットグループの一員としての自覚	◎	◎	◎	◎	◎	◎
3. 人権尊重、ハラスメント防止、児童労働・強制労働への加担禁止	◎	◎	◎	◎	◎	◎
4. 健全・安全な職場づくり	◎	◎	◎	◎	◎	◎
5. 地球環境の保護	◎				○	
6. 贈収賄行為・腐敗行為の禁止	◎	○	○	◎	○	○
7. 政治・行政との適正な関係					◎	
8. お客様への誠実な対応・適切な営業活動				◎		
9. 適切な研究・開発	○	◎	○			
10. 実直なものづくり	◎	◎	○			
11. 取引先への公平公正な対応	◎	○	○	◎	○	○
12. 適正な輸出入・安全保障貿易管理	◎			○	○	
13. 製品の安全に対する配慮	◎	◎	◎	○		
14. 反社会的勢力との関係根絶	◎	◎	◎	◎	◎	◎
15. 利益相反の禁止、職務専念義務、会社財産の保護	◎	◎	◎	◎	◎	◎
16. インサイダー取引の禁止	○	○	○	○	◎	○
17. 知的財産権の保護	◎	◎			○	
18. 秘密情報・個人情報の保護、SNSの適正利用	◎	◎	◎	◎	◎	◎
19. システム・情報機器の適正利用	○	○	○	○	○	◎
20. 適正な会計・税務処理、書類の作成保管、情報開示					◎	

私たちの誓い1 地球社会の一員としての自覚と自律的な思考・行動

私たちは、地球社会の一員としての自覚を持ち、事業活動のあらゆる局面で、誠実・高潔な倫理観で自ら考え自律的に行動することで、お客様をはじめとする全てのステークホルダーから信頼される企業を目指します。

(私たちの誓い)

- ① 法令のみならず、社内規程・ルール、更には社会の道德や倫理などを守るとともに、地球社会の期待に応え、信頼を得られるような公平公正な企業活動を行います。
- ② 常に、道徳的・人格的な誠実・高潔さを持って、公平公正・透明などの価値観を羅針盤として「我々には何が期待されているのか」、「それは倫理的に正しい行動か」を自らの頭で考えます。
- ③ 上記①②に反してまで、売上や利益を追求するようなことはしません。また「会社のため」あるいは「上司の指示による」などの理由があっても、これに反するような行為を許容しません。
- ④ 判断に迷うときには、上司や関係部門に相談し、勇気をもって声を上げ、別の適切な方法を考え抜き、場合によっては取り止め正常な状態に是正するなど、自らを律しながら能動的に行動します。
- ⑤ 「自国から世界を見る視点」から脱却し、「世界を俯瞰し、自国もその一部であるという視点」に立って、グループ一丸となって地球社会との共生を目指します。
- ⑥ 世界の各国各地域における事業活動においては、その国と地域の法令・ルール等を遵守するとともに、民族・文化・慣習・歴史などを尊重しつつ、社会や経済の発展に貢献します。
- ⑦ 各国各拠点の各事業所においては、地域社会の一員としての自覚を持ち、各地域の社会や経済の発展に貢献します。

私たちの誓い2 キッツグループの一員としての自覚

私たちは、一人ひとりがキッツグループの一員としての自覚を持ち、役員・管理職・従業員それぞれの立場から、その責務を果たします。

(私たちの誓い)

- ① 日頃から、一人ひとりが主体性・自立性を持って仕事に取り組み、小さなことでも、疑問・問題意識を持って、失敗を恐れずに挑戦し、創造・変化・変革を重ねていきます。

- ② 「キッツブランド」という共通の看板を背負った運命共同体の一員であることを自覚し、いずれかの会社、更にはその一人が引き起こした不祥事がキッツグループ全体の信用を毀損する危険性があることを忘れずに行動します。
- ③ 役員は、迅速かつ効率がよく、健全で透明性の高い持続可能な経営が実現できるよう、各社各組織の先頭に立ち、コンプライアンス経営の推進のほか、コーポレートガバナンスの強化やリスクマネジメントの推進などに努めます。また、コンプライアンス上の問題が生じた場合には、問題解決に向けた適切な方針決定を行います。
- ④ 管理職は、キッツグループのコンプライアンス経営への取り組みを率先して十分理解するとともに、部下・同僚を指導し、コンプライアンス上の問題が生じた場合には、会社方針を確認しながら問題解決にあたります。また、会社が開催する各種コンプライアンス研修に積極的に部下を参加させ、コンプライアンス経営が浸透するように努めます。
- ⑤ 従業員は、会社が開催する各種コンプライアンス研修に積極的に参加し理解を深め、個別具体的な問題について疑問があるときには、上司や関係部門に積極的に相談します。
- ⑥ 会社を離れたプライベートな場面においても、「キッツブランド」という共通の看板を汚すことがないように行動します。
- ⑦ 業務における運転か、個人生活における運転かにかかわらず、道路を通行する誰に対しても、人命第一の精神を持って、交通法規を遵守し、常に安全に意識した運転を行います。また、飲酒運転・酒気帯び運転、運転中の携帯電話の使用、スピード違反、信号無視など、人の生命・財産を奪い、危害を加えるおそれのある危険な運転や違法駐車などの迷惑行為などを自ら行わず、また、他人にもそのような行為をさせません。

私たちの誓い3 人権尊重、ハラスメント防止、 強制労働・児童労働への加担禁止

私たちは、個人の人権を尊重し、ハラスメント行為や差別行為は行いません。また、強制労働や児童労働には加担しません。

(私たちの誓い)

- ① 社内外にかかわらず、誰に対しても、お互いに敬意を持って接します。
- ② 個人の人権・人格を尊重し、多様な価値観や違いを認め合い、プライバシーを尊重します。
- ③ 人種、国籍、性別、性的指向、性自認、性表現、宗教、信条、障害、疾病、年齢、役職等を理由にした差別行為（差別的言動も含む）または暴力行為（言葉によるものやその他精神的なものを含む）は行いません。
- ④ 社内外にかかわらず「セクシュアル・ハラスメント」「パワー・ハラスメント」などの各種ハラスメント行為は、相手の尊厳を傷つける行為であることを理解し、絶対にこれを行わないものとします。
- ⑤ 強制労働や児童労働を行わないことは勿論のこと、こうした行為を行う企業や間接的に関与する企業とは取引をしません。

私たちの誓い4 健全・安全な職場づくり

私たちは、健全で安全な職場づくりに取り組み、そうした環境の中で、一人ひとりが、仕事に対しやりがいと誇りを持ちながら組織や仲間と共に日々成長することで、企業価値の礎となる人財価値を高めていきます。

(私たちの誓い)

- ① 上司・部下・同僚の間で、何でも話し合い相談することができる「風通しのよい職場風土」の醸成に努めます。
- ② 日頃から、心と体の健康維持に努め、上司・部下・同僚の間では、お互いの様子に気を配り合い、声掛けをし、悩んだときや困ったときには助け合います。
- ③ 労働関連法令を遵守し、労務管理を徹底します。
- ④ 安全衛生関連法令を遵守し、安全で衛生的な職場づくりを推進します。
- ⑤ 職場においては、法令はもとより、社内の安全ルールを遵守すると共に、日々の業務においても、一人ひとりが常に未然に危険を予知する意識を持ち、発見された危険に対しては組織的に排除し、事故や労働災害の発生を未然に防止する活動に取り組みます。
- ⑥ 職場においては、衛生管理のルールを遵守すると共に、新型インフルエンザ、新型コロナウイルス等の感染症・伝染病などの予防対策に努めます。
- ⑦ 自然災害・火災等をはじめとする災害対策マニュアル等の社内ルールを遵守すると共に、日頃から、一人ひとりが防災意識を高めます。
- ⑧ 自主性と創造性を重視する職場風土をつくり、各個人の能力を最大限に発揮し成果をあげるために、社員のそれぞれの多様な価値観と個性を尊重します。
- ⑨ 社員を能力・実績に基づいて客観的かつ公正に評価し、処遇することを通じて、会社・評価者・対象者間の相互の信頼感を育み、働きやすい職場づくりに取り組みます。
- ⑩ 社員のライフイベントを考慮した多様な働き方を尊重し、これを考慮した各種制度を充実させます。
- ⑪ 職場における各種ハラスメント行為は、職場の仲間の尊厳を傷つけ、職場環境の悪化を招く行為であることを理解し、「自らがしない」ことは勿論のこと、「部下・同僚にもさせない」更には「上司ほか誰であっても見逃しません」。
- ⑫ 役員・管理者は、ハラスメント行為や差別的行為を受けることがない公正で節度のある職場環境の醸成に取り組みます。また、こうした行為が発覚した場合は、被害者、情報提供者のプライバシーを保護しつつ、迅速に被害者の救済と再発防止に向けた適切な処置をとります。
- ⑬ 虚礼の廃止を原則とし、社内における社員間の贈答その他のやり取りはしません。
- ⑭ 会社において、法令違反行為もしくはその他のコンプライアンス違反行為が行われていること、またはそのおそれがあることを知った場合には、これを放置・隠蔽せず、問題を早期に解決できるよう、上司や関係部門に相談し、コンプライアンス・ヘルプラインなどを通じて会社に報告します。なお、内部通報者に対しては、悪意の通報を行ったような場合を除き、通報を理由とした一切の不利益な取り扱いをしません。

私たちの誓い5 地球環境の保護

私たちは、地球環境の保護に積極的に取り組むことが企業の社会的責務であることを自覚し、脱炭素社会の実現に向けて、省資源・省エネルギーを推進するほか、環境に配慮した製品・サービスの開発や提供、廃棄物の削減や再利用の推進、環境保全など、事業活動のすべての過程において環境負荷の低減に努めます。

(私たちの誓い)

- ① 環境法令（公害防止・廃棄物処理・化学物質管理・省エネルギーなど）、環境マネジメント・システム等の国際基準や独自に制定した環境方針を遵守し、環境保全に積極的に取り組みます。
- ② 環境配慮型の製品・サービスに係る事業を強化し、社会やお客様に提供していきます。
- ③ 環境負荷の少ない部品などの調達に努めます。
- ④ 地球温暖化防止、資源の有効活用等のために、すべての事業活動において、エネルギー効率化、省資源化、再資源化、リサイクル推進に、積極的に取り組みます。
- ⑤ 廃棄物等の排出の少ない製造プロセスの開発に努めるほか、廃棄物の処理においては環境負荷が少ない方法を選択し、関連法令を遵守して最終処分まで責任を持ちます。
- ⑥ 化学物質および温室効果ガスの排出削減に努めます。
- ⑦ 定期的に環境診断を実施し、不適合は直ちに是正するとともに、再発防止措置をとります。
- ⑧ 環境保全活動の取組状況について、適切な情報開示を行います。

私たちの誓い6 贈収賄行為・腐敗行為の禁止

私たちは、各国の贈収賄の禁止に関する法令を遵守し、贈収賄・腐敗行為を厳しく排除します。

(私たちの誓い)

- ① 直接か間接かにかかわらず、贈収賄およびその約束・申し入れをしません。
- ② 公務員に対し、特定の便宜を図ってもらう目的の贈答（金品の贈呈）や接待は行いません。それが不正な利益を目的とせず、一般儀礼の範囲内の少額なものであっても、各国の法令を遵守したうえで、事前にその妥当性を慎重に判断し、必要な社内手続や報告を行います。
- ③ 公務員のみならず、取引先への贈答なども、各国各地域の関係法令においては、規制対象となり得ることを理解し、これを遵守します。また、取引先へ贈答や接待を行う場合、社会のルールにおいて認められる範囲の節度あるものとどめ、事前にその妥当性を慎重に判断し、必要な社内手続や報告を行います。
- ④ 餞別・祝儀・香典等の儀礼による金銭や物品の贈与なども、贈賄の誤解を受けないように、各国の法令を遵守したうえで、各地の慣習・社会のルールにおいて認められる範囲の節度あるものとどめます。
- ⑤ 当社グループを代理して業務を遂行する者や取引先に対しても贈収賄の禁止に関する法令の遵守を求めます。

私たちの誓い7 政治・行政との適正な関係

私たちは、企業として政治や行政に対する公明性と公正性を確保するとともに、常に健全で透明な関係を維持します。

(私たちの誓い)

- ① 会社が行う政治的活動（政治献金、ロビー活動等）は、各国の法令および関連社内規程・手続きに則ったものでなければなりません。
- ② 会社は、選挙運動において、社員に対して、特定の候補者への支持の表明を強要し、社内演説に出席を強要し、選挙運動への協力を強要することはありません。

私たちの誓い8 お客様への誠実な対応・適切な営業活動

私たちは、常に取引に関わる法令を遵守し、公正な販売営業によって製品・サービスを提供します。また、消費者やユーザーをはじめ、代理店や販売店など流通に関わるお客様の声に真摯に耳を傾け、誠実に対応します。

(私たちの誓い)

- ① 常に、一人ひとりが顧客視点・ユーザー視点に徹底してこだわり行動します。
- ② 独占禁止法などの経済法令を遵守した公正な営業活動を行い、カルテル・談合や再販売価格の拘束など違反行為は絶対に行いません。
- ③ 官公庁との取引においては、関係法令や官公庁が定めるルール等を遵守します。とりわけ、入札妨害行為、受注調整行為、官公庁やその職員に対して接待・贈答等をする行為、官公庁やその職員から入手した秘密情報を第三者に漏洩・開示する行為などは行いません。
- ④ 第三者の企業秘密を不正な手段で取得し、あるいは競争相手の営業上の信用を害することになる不正確・虚偽の情報を流布しません。
- ⑤ 社内の適正な決済を経ない恣意的な値引き、リベート、コミッション等の便宜供与を行いません。
- ⑥ 宣伝広告活動において、競合他社等の第三者を誹謗中傷するような表現や社会的差別につながる用語を使用し、客観的裏な付けもなく不適切に性能を比較する書面を作成し、自らの優位性を強調するなどの行為を行いません。
- ⑦ 製品や部品の原産地の判定と表示については、各国各地域の関税法や原産地表示に関する法令を遵守し、正しく表示します。
- ⑧ 常にお客様・ユーザーのニーズを的確に把握し、必要とされる製品・サービスを企画し、タイムリーに適正な価格で供給します。
- ⑨ すべてのお客様に対し、公正かつ公平に接し適正な条件で取引を行います。
- ⑩ 常にお客様の声に耳を傾け、ご要望・ご相談・苦情・ご意見等を真摯に受け止め、できる限り期待に沿えるよう努めます。
- ⑪ お客様の声やニーズまたはクレームなどの情報は、事業活動に活かすべきものであり、情報を取得次第、速やかに開発部門、品質保証部門等の関係部門にフィードバックし、適切な措置を講じます。

私たちの誓い9 適切な研究・開発

私たちは、研究・開発にあたって公正かつ正確な研究開発活動を行うことを本分とする技術者倫理をはじめ、法令だけでなく試験・研究・開発に関する倫理を遵守します。そして、常に人の安全確保や環境保全に十分配慮するとともに、お客様の様々な利用方法をあらゆる角度から研究し、社会にとって有用な製品・サービスを創生します。

(私たちの誓い)

- ① 常に市場の声に耳を傾け、お客様のニーズを的確かつ迅速に取り込むよう積極的に行動します。
- ② 自社製品がどのように施工され、どのような環境下で使用されるかなどにも目を向け、有用性や安全性など様々な角度から調査、分析します。
- ③ 関係法令や規制、規格・基準、ガイドライン等を遵守し、公正で正確な研究開発に取り組みます。
- ④ 消費者の安全を徹底的に追求した製品・サービスを開発します。
- ⑤ 環境保全・省資源・省エネルギーに配慮した製品・サービスを開発します。
- ⑥ 第三者の研究・開発パートナーと共同または連携する場合、契約上の義務を誠実に履行するとともに、双方の利益に配慮します。
- ⑦ 第三者の知的財産等の権利を侵害しないよう事前の調査を尽くします。
- ⑧ 開発したノウハウを適切に権利化するなどして保護します。
- ⑨ 製品や材料の実験データは正しく記録し、表示します。
- ⑩ 消費者が誤った使用をしないよう適切な注意・警告表示に配慮し、分かりやすく、読みやすい製品仕様書や取扱説明書を作成します。
- ⑪ 技術・技能の伝承に努めます。

私たちの誓い10 実直なものづくり

私たちは、製造に関係する法令を遵守し、お客様が満足できる質の高い製品を製造します。また、不断の技術革新を図り、技術力の向上と技術基盤の整備を行うとともに、蓄積された技術と技能の伝承に努めます。

(私たちの誓い)

- ① 生産の効率性向上と原価低減に努め、製品をタイムリーに適正なコストで生産できる体制を構築します。
- ② 製造・品質管理などにおいて、関係法令や諸規則を遵守します。
- ③ お客様が指定する製品の仕様・品質、公的規格および社内基準を逸脱する製品は出荷しません。
- ④ 製造過程において異常を発見した場合は、これを見過ごしません。
- ⑤ 技術革新を図り、技術力の向上と技術基盤の整備を行います。
- ⑥ 働く人の安全確保を最優先します。
- ⑦ お客様との供給契約で指定された仕様・品質などを遵守します。
- ⑧ 技術・技能の伝承に努めます。

私たちの誓い 11 取引先への公平公正な対応

私たちは、原材料や部品の供給業者、協力会社、メンテナンス会社、物流会社、その他多くの取引先が重要なビジネスパートナーであるということを認識し、公平かつ公正な取引を通じて信頼関係を築きます。

(私たちの誓い)

- ① 製品・部品・資材・機器などの購買活動においては、公正な取引を行うため、法令を遵守し、取引先に不当に不利益を与える行為を行いません。
- ② すべての取引先との取引に対して、良識と誠実さを持って、公正かつ公平に接します。
- ③ 取引先を決定する場合、複数の業者の中から、品質・価格・サービス・納期、安定供給、環境・安全への配慮はもとより、開発力・技術力および経営の健全性など一定の判断基準に基づき、公平な比較と評価を行い、会社にとって最適な選定を行います。
- ④ 取引先の選定や評価にあたり、特定の業者に有利・不利な待遇を与えるような影響力を行使しません。
- ⑤ メンテナンス会社、物流会社、その他多くの取引先が、重要なパートナーであるということを認識し、公平かつ公正な取引を通じて信頼関係を築きます。
- ⑥ 取引先から接待や贈答を受ける場合には、以後の取引先の選定や価格決定などにおいて適切な判断や決定ができなくなるおそれを考慮し、社会的常識および健全な商習慣の範囲内にとどめます。また、接待や贈答の内容が社会的常識を超えるものである場合、またその判断に迷う場合には、上司に相談するとともに、時機を失せず辞退または返却します。

私たちの誓い 12 適正な輸出入・安全保障貿易管理

私たちは、製品その他の物品の物流および輸出入においては国内外の物品輸送、外国為替および安全保障貿易管理に関する法令を遵守し、より効率的で低コストの手段によって行います。

(私たちの誓い)

- ① 環境保全・省エネルギーに配慮した物流手段の選択に努めます。
- ② 効率的な物流手段を確保します。
- ③ 輸出入に関しては、外国為替および安全保障貿易管理に関する関係法令や規制・ガイドラインを遵守し、必ず必要な手続きをとります。
- ④ 紛争地域に関連した金融規制（O F A C規制等）や紛争地域に係る鉱物取引規制（ドットフランク規制）など、当社が直接の当事者とならない規制についても留意し、適正な措置をとるよう努めます。

私たちの誓い 13 製品の安全に対する配慮

私たちは、製品の安全を追求することが、ものづくりを行うメーカーの社会的責務であることを自覚し、製品・サービスの安全を最優先に考えて行動します。

(私たちの誓い)

- ① 製品・サービスの開発・設計・製造・販売・流通などのすべての工程において、法令やガイドラインを遵守します。
- ② 法令やガイドラインが設けられていない場合は、自主的な基準を策定し遵守します。
- ③ 製品・サービスの欠陥により、人の生命や身体に被害を生じさせることがないように、開発・設計・製造・販売・流通などのすべての工程において、安全性を追求します。
- ④ 常に市場・顧客・ユーザーの意見に耳を傾け、安全性を高めるために、積極的に改善などに取り組みます。
- ⑤ 製品の誤使用に起因する事故を防ぐために、製品の取扱説明書や表示警告は、ユーザーが正しく理解できるように、分かりやすく記載します。
- ⑥ 万が一、製品の欠陥が発見された場合には、被害の拡大を防止するため、速やかに必要な情報開示を行うと共に、適切な措置をとります。また、同様の事案を繰り返さないように、原因を究明したうえで、製品の改良などの再発防止策を講じます。

私たちの誓い 14 反社会的勢力との関係根絶

私たちは、社会の秩序や企業の健全な事業活動に脅威を与える反社会的勢力との関係を排除し、違法行為や反社会的行為には一切かわらず、いかなる恐喝や脅迫にも屈せず、どのような要求であっても受け入れることはしません。

(私たちの誓い)

- ① 反社会的勢力による事業活動への関与はすべて拒絶し、いかなる恐喝や脅迫にも屈しません。
- ② 反社会的勢力の活動を助長するような購入、協賛、役務提供、金銭・物品の供与、その他の便宜供与を行いません。
- ③ 地域社会との協力や警察等の行政機関と緊密な連携により、反社会的勢力の排除に協力します。

私たちの誓い 15 利益相反の禁止、職務専念義務、会社財産の保護

私たちは、職務遂行にあたり、会社と社員個人の利益が相反することになるような行為はせずに、常に会社の利益のためにどうあるべきかを考えます。また、就業時間中においては、会社から与えられた職務に専念するとともに、常に会社の真の利益を考え、会社の損失や信用毀損につながる行為はしません。

(私たちの誓い)

- ① 会社と社員個人の利益が相反するような行為を行わず、その職務に専念します。
- ② 職務上の地位・権限または職務上知り得た情報を利用して、自らもしくは第三者に利益をもたらす行為を行いません。
- ③ 会社の許可なしに会社の事業活動と競合するおそれのある活動には関わりません。
- ④ 私たちは、会社財産（有形無形を問わない）および経費を、会社の事業目的を達成するために適切に保護し、使用しなければならず、私的に流用するなどの公私混同行為はしません。
- ⑤ 会社の許可を得ずに、社内において政治または宗教団体などへの勧誘あるいは選挙投票の依頼を行い、その他の政治または宗教活動をしません。

私たちの誓い 16 インサイダー取引の禁止

私たちは、投資判断に影響を及ぼす可能性のある当社または取引先等の未公表の重要事実を知った場合、その情報が公表されるまでは、当社または取引先等のその情報に関連する会社の株式等の取引（いわゆる「インサイダー取引」）を行わず、また家族を含む第三者に当該情報を漏洩しません。

私たちの誓い 17 知的財産権の保護

私たちは、革新的な技術・ノウハウ、製品、素材またはサービスもしくはビジネスモデルの積極的な開発活動を奨励するとともに、その保護や知的財産の権利化を確実に行います。また、事業遂行の過程において、第三者が有する知的財産権等の権利を侵害することはしません。

(私たちの誓い)

- ① 知的財産権を会社の重要な財産と位置づけ、適切な権利化の推進とその活用による収益貢献に努めます。
- ② 第三者が所有する知的財産権等の権利を侵害する開発・製造・販売は行いません。
- ③ 第三者による当社グループの特許権、意匠権、商標権、著作権等の知的財産権の侵害行為には断固とした措置をとります。
- ④ 権利者の許諾を得ずに、購入したコンピュータ・ソフトをコピーし、使い回し、または共用するような行為はしません。
- ⑤ 他人の著作権を侵害するような著作物の無断での複製・転載・引用を行いません。

私たちの誓い 18 秘密情報・個人情報の保護、SNSの適正な利用

私たちは、会社が秘密として扱う情報（営業秘密、技術ノウハウその他重要な秘密情報・個人情報）または業務上で取得しまたは知り得た第三者の秘密情報・個人情報を、厳格に保管・管理し、許可なく第三者および知る必要のない社員にまで開示・漏洩せず、また本来の目的以外の目的に使用しません。

（私たちの誓い）

- ① 社員は、在任・在職中、退任・退職後であるかを問わず、会社の秘密情報を厳格に管理・保持し、これを漏洩し、または不当に利用しません。
- ② 会社は、社員が以前在籍していた会社などの第三者との間の契約または誓約によって守秘義務を負っているような秘密情報を、当該社員から不当に入手しません。
- ③ 個人情報は、各国の法令に基づき、適正な方法で収集し、これを利用します。また、取得した個人情報については、各国の法令や社内ルールに従い厳格に管理するものとし、社外はもとより社内においても不必要に流出させません。
- ④ お客様、取引先などの秘密情報を、契約上その他正当な方法で入手したときは、その情報を秘密として適正に管理し、不適正に社外に開示することや目的外には利用しません。
- ⑤ SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を利用する場合（私的利用を含む）、業務上知り得た情報および個人情報等の漏洩、ならびに会社に対する誤解を招くような情報発信をいたしません。また、競合他社その他第三者を誹謗・中傷するような情報発信をしません。なお、会社の宣伝・広告およびマーケティングなどの業務利用をする場には、上記を遵守するほか、必要な社内手続を経たうえで、適正に運用するものとします。

私たちの誓い 19 システム・情報機器の適正利用

私たちは、会社のシステムについては、会社の事業目的を達成するために適切に保護し、使用し、コンピュータ・システムへの不正侵入、データの損壊・改ざん・改変、コンピュータ・ソフトの無断使用など、会社が認める業務以外の目的に使用しません。

（私たちの誓い）

- ① 会社の業務においては、会社から貸与または指定された情報機器（パソコン・タブレット・情報記録媒体・携帯電話など）のみを利用し、会社の許可なく個人の情報機器を利用または接続などしません。
- ② 会社の情報機器を、会社の業務とは無関係なことに流用し、または個人利用しません。
- ③ 会社の業務において使用する情報機器については、会社のルールに従い適切に使用します。

私たちの誓い 20 適正な会計・税務処理、書類の作成保管、情報開示

私たちは、事業活動を行った事実を文書または電子媒体等の方法により記録し、確実に保存・管理します。また、キッツグループの企業活動が社会に理解されるよう、企業の透明性を保ち、必要な情報を適時適切に開示します。また、株主や投資家などに対して、関係法令にしたがって、会社の財務内容や事業活動の情報を正確かつ適切に開示します。

（私たちの誓い）

- ① 事業活動における事実や意思決定に至った経緯を確実に記録します。
- ② 書類およびコンピューター・データを不当に改ざん、隠蔽、消去する行為を行いません。
- ③ 書類およびコンピューター・データを滅失、毀損、紛失することがないよう的確に管理し、関係法令および会社の文書保存の規則で定められた期間・方法により、保存または廃棄します。
- ④ 企業秘密や契約上守秘義務を負っている情報を除き、社会が真に必要としている情報を適時・適切な方法で開示します。
- ⑤ 事業所の操業においては、環境や安全への配慮に万全を期すとともに、事業活動に関わる必要な情報を積極的に開示します。
- ⑥ 広報活動を通じて、顧客・取引先・社員・株主・投資家・地域会社等が必要とする事業活動における嘘や偽りのない情報を積極的に発信し、ブランド価値の向上を図ります。
- ⑦ 客観的事実に基づき誠実な広報活動を行います。
- ⑧ 宣伝・広告は、事実に基づく表現を基本に、社会的差別や誹謗中傷、個人の尊厳を損なうような表現や政治・宗教に関する表現を使いません。
- ⑨ 広報担当部門以外の部門の者が、マスコミ等の報道関係者や証券アナリスト等と接触し、企業情報を開示する場合は、事前に広報担当責任者の了解を得ます。
- ⑩ 正確かつ適切な企業情報の開示と積極的な I R 活動を通じて、株主や投資家の皆様に理解を深めていただけるよう努力します。

C & C管理委員会

【C & C管理委員会について】

キッツグループでは、社会や経営に及ぼす影響を最小限にとどめるため、法令違反およびその他のコンプライアンス違反をはじめ、大規模災害等の経営リスク（潜在的危機）の発生を未然に防止する方針を決定する（リスクマネジメント）のほか、発生した危機（クライシス）に適切かつ迅速に対応する体制として、各社の取締役会がC & C（クライシス&コンプライアンス）管理委員会を設置しています。

【C & C管理委員会におけるコンプライアンス推進に係る取組み】

キッツおよびグループ各社のC & C管理委員会は、C & C管理委員会規程に基づき、その所管業務の一つとして、コンプライアンスの推進に関わる次の事項について審議を行い、必要な方針の策定、具体的施策の実施および勧告を行っています。

- ① コンプライアンス推進プログラムの整備・運用に関する基本方針の策定
- ② コンプライアンス ガイドブックの作成・整備に関する基本方針の策定
- ③ コンプライアンス教育の実施に関する方針の策定
- ④ 発生したコンプライアンス違反事案への対応（事実調査、原因究明・再発防止対策の策定・実施、対策実施後のチェック等）
- ⑤ コンプライアンス推進のために必要な規程・規則類の制定・改廃
- ⑥ その他、コンプライアンスの推進に関する必要な事項

【キッツのC & C管理委員会およびグループ各社のC & C管理委員会の構成委員】

キッツおよびグループ各社のC & C管理委員会は、C & C管理委員会規程に基づき、それぞれ社長を委員長とし、その他複数の委員により構成します。

コンプライアンス・ヘルプライン

コンプライアンス・ヘルプラインは、コンプライアンス経営推進のために、キッツおよびグループ各社がC&C管理委員会を通じて設置する内部通報の受付制度のことで、コンプライアンス違反行為を発見した場合であって、上司や関係部門に相談することが難しいときには、以下のコンプライアンス・ヘルプラインへ通報・相談してください。

コンプライアンス・ヘルプライン（内部通報受付制度）	
対象者	キッツグループで働くすべての社員 ① 雇用形態にかかわらず。また、派遣社員の皆さんも含みます ② 上記が対象者の原則であるところ、各国における雇用契約形態や労働法制による差異や例外につきましては、各国の定めによるものとします。
通報対象	① 他の社員の行動が法令に違反する行為である場合 ② 他の社員の行動が重要な社内の規程に違反する行為である場合 ③ 他の社員の行動がその他コンプライアンス違反行為に該当する場合 ④ 上記①から③に該当するおそれのある行為である場合 ⑤ 上記①から③に該当する行為かどうか自信がない場合 ⑥ 上記①から⑤に関する相談
受付先	① キッツ ② 各グループ会社 ③ 社外弁護士

【通報者保護について（不利益な取り扱いの禁止、守秘義務）】

① （通報者に対する不利益な取り扱いの禁止）

コンプライアンス・ヘルプラインに対して誠実になされた通報・相談行為を理由に、通報者は一切の不利益な取り扱いを受けません。

② （万が一、他の社員から不利益な取り扱いを受けたら）

コンプライアンス・ヘルプラインに対して通報・相談したことを理由に、他の社員から不利益な取り扱いを受けた者は、コンプライアンス・ヘルプラインに通報・相談することができます。

③ （不利益な取り扱いの中止命令）

キッツまたはグループ各社の C&C 管理委員会は、通報者に対する不利益な取り扱いが行われていることを確認したときは、不利益な取り扱いを行っている者に対し、直ちにその行為の中止を命令します。また、不利益な取り扱いにより通報者に被害が生じている場合、これを回復させます。

④ （通報に関する守秘義務）

通報に関与した全ての者は、通報者の氏名、所属その他通報者を特定できる情報および内部通報の内容ならびに調査結果その他内部通報に関する情報を秘密に扱うものとし、通報者のプライバシーを確保できるよう万全の措置を講じます。また、通報者自身による情報管理も重要であることから、原則として通報の内容や調査結果および対応策、ならびにその他通報受付窓口から得た情報を第三者に開示してはなりません。

【通報・相談内容の取り扱いについて】

通報者がコンプライアンス違反行為を発見し、コンプライアンス・ヘルプラインに通報・相談した場合の対応は以下の通りとします。

① （匿名の可否）

通報・相談は、原則として、会社名、通報者名および所属部署名を明らかにして行わなければなりません。なお、通報者が特に希望する場合、匿名での通報・相談も受け付けますが、キッツまたはグループ各社の C&C 管理委員会による調査、是正措置および通報者への調査結果の通知を十分に行えないことがあります。

② （通報・相談内容の取り扱い）

キッツまたはグループ各社の C&C 管理委員会は、通報者から通報・相談を受けた場合、当該通報に基づき事実関係を調査します。調査の結果、コンプライアンス違反行為が確認された場合、コンプライアンス違反行為の是正、損失拡大防止および再発防止等のために必要な措置を講じます。また、コンプライアンス違反行為の是正措置完了後、1年以内に再発状況の調査を行うものとし、必要に応じ再発防止の措置を行います。

③ （通報者への通知）

キットまたはグループ各社の C&C 管理委員会は、通報者への通知が必要な場合、通報受付窓口を通じて、通報者の指定する方法により、調査結果および対応策等を通報者へ通知します。

通報の方法

- ① コンプライアンス違反行為の具体的な内容
- ② コンプライアンス違反行為を行っている者の氏名および所属またはコンプライアンス違反行為が行われている部署名
- ③ コンプライアンス違反行為が行われていることを知った経緯
- ④ その他、コンプライアンス違反行為に関すること
- ⑤ （顕名での通報の場合）調査結果の通知がされる場合に通知を受領する方法

報告・措置

- ① **（キットまたはグループ各社コンプライアンス・ヘルプライン）**
キットまたはグループ各社コンプライアンス・ヘルプラインは、受け付けた通報の内容を速やかに各社の C&C 管理委員会に報告
- ② **（弁護士コンプライアンス・ヘルプライン）**
弁護士コンプライアンス・ヘルプラインは、受け付けた通報の内容を速やかにキットコンプライアンス・ヘルプラインに報告

調査・対応

- ① キットまたはグループ各社の C&C 管理委員会は、通報に基づき事実関係を調査（各社の C&C 管理委員会の委員長（社長）が指名した者が調査）
- ② キットまたはグループ各社の C&C 管理委員会は、コンプライアンス違反行為の是正および再発防止等の必要な措置を実施
- ③ キットまたはグループ各社の C&C 管理委員会は、通報者への通知が必要と認めた場合、通報受付窓口を通じて、通報者の指定する方法により、調査結果および対応策等を通報者へ通知

④ （コンプライアンス違反行為者への罰則）

コンプライアンス違反を行った者は、その違反の内容および情状に照らし、会社の規程に沿った懲戒処分の対象となるほか、法令に基づく処罰の対象となることがあります。



“教えて！” コンプライアンス・ヘルプライン



Q₋₁

コンプライアンス・ヘルプラインでは、
どのような通報・相談が受け付けられるのですか？

A₋₁

キッツグループのコンプライアンス・ヘルプラインでは、次のような場合に皆さんからの通報・相談を受け付けています。

- ① **法令に違反する行為**を見た・聞いた場合
- ② **重要な社内規程への違反行為**を見た・聞いた場合
- ③ **コンプライアンスに違反する（違反しそうな）行為**を見た・聞いた場合

Q₋₂

通報窓口が複数あって、どの窓口で通報・相談したら良いのでしょうか？

A₋₂

コンプライアンス・ヘルプラインの通報窓口は、①キッツ、②グループ会社、③弁護士
の3種類あり、どの通報窓口で通報・相談されても、通報された問題の調査・対応に
必要な関係者には情報共有されます。したがって、**皆さんの一番相談しやすい任意の通報
窓口を選んでいただいても構いません。**

また、グループ会社の方は、基本的には自分の所属する会社の通報窓口または弁護士通
報窓口で通報・相談することになりますが、自社の通報窓口で通報しにくい、通報でき
ない事情がある場合、キッツ通報窓口を利用することもできます。

なお、キッツおよび弁護士の通報窓口に関しては日本語または英語で、グループ会社の
通報窓口に関しては当該グループ会社の定める言語で、通報・相談をしていただくよう
お願いいたします。

Q₋₃

コンプライアンス・ヘルプラインで通報・相談する場合、
自分の名前も教えないといけないのでしょうか？

A₋₃

コンプライアンス・ヘルプラインへの通報は、通報内容の調査・対応をスムーズに行う
目的のため、**原則として、会社名・通報者名・所属部署名を明らかにして行う必要があ
ります。**

なお、通報者が特に希望する場合、匿名での通報・相談も受け付けますが、その後の調
査、是正措置および通報者への調査結果の通知を十分に行えないことがあります。

Q₋₄

コンプライアンス・ヘルプラインで通報・相談したことが周りに知られ
たり、通報・相談したことにより不利益を被ることはないのでしょうか？

A₋₄

コンプライアンス・ヘルプラインに通報いただいた情報は、**調査・対応に必要な最小限
の関係者にしか開示されず、通報者のプライバシーを確保できるよう万全の措置を講じ
ます。**

また、通報したことを理由とした**不利益な取り扱い**は禁じられており、これに違反した
者は懲罰の対象となります。

Q-5

コンプライアンス・ヘルプラインに通報・相談する場合、
どんなことを通報すればいいのでしょうか？

A-5

コンプライアンス・ヘルプラインに通報する場合、次の項目を明らかにすると、通報後の調査・対応がスムーズに進みます。

- ① コンプライアンス違反行為の具体的な内容
- ② コンプライアンス違反行為を行っている者の氏名および所属または、コンプライアンス違反行為が行われている部署名
- ③ コンプライアンス違反行為が行われていることを知った経緯
- ④ その他、コンプライアンス違反行為に関すること
- ⑤ （顕名での通報の場合）

調査結果の通知がされる場合に通知を受領する方法

Q-6

コンプライアンス・ヘルプラインに通報・相談した場合、
実際にどのような対応がされるのでしょうか？

A-6

コンプライアンス・ヘルプラインへの通報・相談に対しては、以下の通り対応しています。なお、以下の流れは一般的に想定される対応例であり、案件の事情等により変わることがあります。ただし、通報者の秘密保持および不利益処遇の禁止についてはすべての案件に適用されます。

通報
受付

◆（キッツまたはグループ各社コンプライアンス・ヘルプライン）

受け付けた通報の内容を速やかに同社の C&C 管理委員会に報告します。

◆（弁護士コンプライアンス・ヘルプライン）

受け付けた通報の内容を速やかにキッツコンプライアンス・ヘルプラインに報告します。

調査
実施

◆各社の C&C 管理委員会は、通報内容を審議し、調査の必要性の有無、その他通報に関する対応方針を決定します。

◆各社の C&C 管理委員会の委員長（社長）が指名した者が通報内容に関する事実関係を確認するための調査を実施します。

◆調査担当者は、事実関係を明らかにするために適当、かつ通報者が特定されないために最良と判断される方法により、速やかに調査を実施します。

◆調査の対象となった社員は、調査にあたって事実の隠匿、歪曲または虚偽の回答もしくは証拠の隠滅その他の不正行為をしてはいけません。

対策
実施

◆各社の C&C 管理委員会は、調査の結果、コンプライアンス違反行為が確認された場合、当該行為の是正措置を実施します。

◆各社の C&C 管理委員会は、是正措置完了後、必要により再発防止の措置を行います。

通知

◆各社の C&C 管理委員会は、通報者への通知が必要と認めた場合、通報受付窓口を通じて、通報者の指定する方法により、調査結果および対応策等を通報者へ通知します。

なお、匿名での通報・相談の場合、通知ができないことがあります。

KITZ

株式会社 **キッツ**



バルブで
つなぐ先は、
未来。